

農地法第3条に係る添付書類（農地の権利設定・移転）

相続、裁判等の届出（農地法第3条の3）	許可申請（農地法第3条）	
■ 必 須	書 類	
<input type="checkbox"/> 届出書 1	<input type="checkbox"/> 許可申請書 2	
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部）の写し 1	<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部）の写し 1	
	<input type="checkbox"/> 公図の写し 1	
	<input type="checkbox"/> 案内図（5,000分の1の住宅地図等に申請地を図示したもの） 1	
	<input type="checkbox"/> 営農計画図（経営農地の位置を示す図面を添付） 2	
	<input type="checkbox"/> 通作案内図（自宅から農地までの経路を示したもの） 2	
□ 登記上の住所が現住所と異なっている場合		
<input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍事項証明等の写し 1	<input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍事項証明等の写し 1	
□ 登記上の面積が現況と著しく異なっている場合		
<input type="checkbox"/> 地積測量図の写し 1	<input type="checkbox"/> 地積測量図の写し 1	
□ 農地が土地区画整理事業の施行地になっている場合		
<input type="checkbox"/> 換地証明書及び仮換地図 1	<input type="checkbox"/> 換地証明書及び仮換地図 1	
□ 農地が賃借の対象となっている場合		
<input type="checkbox"/> 小作人同意書 1	<input type="checkbox"/> 小作人同意書 1	
□ 権利が未登記の場合（相続）		
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等の写し 1	□ 取得者が法人の場合	
	<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為の写し（農地所有適格法人は組合員（株主）名簿も添付） 1	
□ 権利が未登記の場合（その他）		
<input type="checkbox"/> 確定判決書等そのことを証する書面の写し 1	<input type="checkbox"/> 取得者の住所が津島市以外の場合	
	<input type="checkbox"/> 農地基本台帳の写し 1	
<p>▽ 添付書類は、できる限りA4サイズに統一してください。</p> <p>▽ 代理人による申請の場合は別途委任状が必要です。</p> <p>▽ その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。</p>		

届出は随時受け付けています。

許可申請は、毎月1日から7日が本委員会の標準処理受付期間です。